

第 10 回千代田区特別職報酬等審議会議事録

日 時：平成27年10月22日（木）

場 所：千代田区役所

出席者：（委 員）10名（定数12名、欠席：上村委員、番委員）

（事務局）政策経営部長、総務課長

発言者	発言内容
武藤会長	<p>それでは、定刻になりましたので、「特別職報酬等審議会」第10回を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、御多忙のところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。</p> <p>初めに、前回会議の会議録をお手元にお配りしております。皆様に御確認いただき、訂正等がございましたら、11月6日までに事務局へ御連絡ください。</p> <p>本日の審議会ですが、前回までに額の定め方について議論を深めてまいりました。できれば、今年中に答申を出すというスケジュールを考えますと、この議論もそろそろまとめに入りたいと思っております。そこで、まずは額の定め方についてのこれまでの議論の整理から入りたいと思います。事務局に資料をつくってもらっていますので、その部分の資料の説明からお願いしたいと思います。この額の定め方についての議論が一段落しましたら、次に額の適否の議論に移りたいと考えております。</p>
総務課長	<p>それでは、事務局、よろしく願いいたします。</p> <p>おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。座って御説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>会長からお話がございました額の定め方についての資料でございます。右肩に資料番号を付してございます。資料1をお開けいただければと思います。A4の縦一枚の資料でございます。資料1、「額の定め方」と書いてございます。これまでの当審議会での御議論、前回までの御議論を踏まえて、整理してみたところでございます。これをもとに、また本日、御議論いただければと思っております。</p> <p>額の定め方、3点ございます。</p> <p>まず1点目、年収ベースで検討するということでございます。これは2つ理由がございまして、1つは、給料月額、あるいは報酬月額以外にも、実際には、期末手当、退職手当、政務活動費などの支給もあって、区民の皆様から見たら「わかりにくい」ということ。わかりやすくしたいということですが、</p> <p>もう一つは、各職の職責と仕事量に見合う額を検討するためには、給料月額、報酬月額のみでは不十分で、その他の収入を含めて、総合的、トータルに検証する必要があるということでございます。</p> <p>ただ、※印のところを書いてございますけれども、実際の支給を年に1回にすべきだ、ひっくるめてということではなくて、あくまでも額を定めるに際して検討する場合にということでございます。そういうことで御理解等をいただきたいと思っております。</p> <p>2番目でございます。各職の責任と仕事量について、我々一般職の最高位である部長職を「100」とした場合の指数で比較検証する。</p> <p>これは3つの理由がございまして、1番目といたしまして、特別職においても、その勤務実態がいわゆるフルタイム勤務であることを前提にするならば、私ども一般職員に適用される原則が同様に適用されるべきであるということ。</p>

	<p>2番目には、各職の責任と仕事量に見合う額について区民の皆様方にわかりやすくお示しをするためには、一般職との比較で示すことが望ましいであろう。</p> <p>そして3番目には、国のほうでございませけれども、内閣官房で設置をされました有識者懇談会が平成16年3月にまとめた報告書では、一般職の最高位を基準として、それとのバランスで決定をすることが適当だという指摘をしていると。これを参考にしようではないかという御議論でございました。</p> <p>そして、3番目でございます。政務活動費の一部を報酬へ組み込むべきではないか。これは3つの理由がございます。</p> <p>1つは、全国的に政務活動費に対する厳しい報道がなされている中において、区民の皆様方に対する説明責任を果たすために、わかりやすく、透明性を高めるべきである。</p> <p>2つ目には、議員の皆様方が政務活動に必要な調査費であるにもかかわらず政務活動費が実際使えないおそれが出てきているのではないかと。</p> <p>3つ目が、政務活動費のうち、おおよそ3分の2は個人的な政務活動に使われていることが多いのではないかと。このため、会派運営に使う経費、おおむね3分の1と、個人的な政務活動に使う経費、おおむね3分の2を分けて考えるべきではないかと、このような御議論があったかと思っております。</p> <p>少し論点を整理した資料でございませ。御説明は以上でございませ。どうもありがとうございます。</p> <p>これまでの議論を要約すると、このような3つの考え方に整理できて、この考え方でいこうではないかということであると、次のステップに行けるかなと思っております。いかがでしょうか。額の定め方について、御意見ございませでしょうか。</p> <p>どうぞ、中村委員。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>中身ではなく、表現の仕方だけなのですが、最後の政務活動費云々という、ここの下から3行目から2行目にかけてで、③ですね。「政務活動費のうち3分の2は個人的な政務活動に使われている」という表現なのですが、後援会活動とか、全くプライベートに関する活動もあるわけなのですが、公務ではなく。一応、政務活動費を使う場合には、いわゆる公務的な活動と見られて、そういう位置づけにあると思っておりますので、個人的な活動云々ではなく、もうちょっとわかりやすくといいますか、「会派ではなく議員個人の」というふうに表現していただくと誤解が生じないかなと。本来の政務活動費を個人的に使ってしまっているととれるおそれがありますので。そして、その後の部分もそうですが、下から2行目、「個人的な政務活動に」云々というの、「各議員の」とか、そういった表現にさせていただけるとありがたいです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>趣旨はよくわかりませ。確かに個人的というのと、私的なという意味も含まれていますが、議員個人のというのと、会派と個人のとしっかり分かれて、委員個人のといった場合には、個人的なということを含まないわけではないけれども、会派のと個人のと分ければ、全て公的な活動であるという前提が崩れないということですね。では、ここの文章に関してはそのように直し、今後の答申案の中には、そういう表現を使いたいと思ひませ。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。お休みになっていたときに議論がここまで進んで、よくわからないということもあるかと思ひませ。</p> <p>それでは、額の定め方の整理について、特に御異論はないようですので、これまでの議論を踏まえた結論として、これを前提に額の適否の議論に移っていきたいと思ひませ。</p> <p>それでは、次に、額の適否について議論をしていきたいと思ひませ</p>

総務課長

が、事務局にシミュレーションの資料をつくっていただきましたので、まずはこの資料の御説明をお願いいたします。

それでは、引き続きまして資料の御説明をさせていただきたいと思えます。資料2から順に御説明をさせていただきます。

まず、資料2でございます。右肩に資料2と付させていただいております。A3横版、左肩をホチキスでとめてある2枚の資料でございます。「23区特別職報酬額等一覧（平成27年4月1日現在）」と書いてある資料でございます。こちらの資料につきましては、これまでも似たような資料を幾つか御用意させていただいたかと思っております。御参考までに見ていただければと思っております。平成27年4月1日現在でございます。

ただ、私ども千代田区の、例えば、区長、副区長、教育長のところの給料月額と書いてございますが、これはいわゆる特例条例で下げている。一定期間、平成29年2月まででございますけれども、今のところですね。実際問題、下げている金額で表記をさせていただいております。実際もらっている額と御理解いただければと思えます。条例本則の額ではないということで御理解いただければと思えます。

次に、資料3でございます。少し厚い資料となっております。A3縦版の資料でございます。同様に左肩をホチキスでとめてございます。千代田区部長職の年収を100とした場合の、23区のそれぞれの職の年収を指数であらわしまして、比較をしてみたという資料でございます。1枚目が区長、おめくりいただきまして2枚目が副区長、そういった形で、教育長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員という形になっております。

指数をグラフに表したのが、それぞれの資料の上段の棒グラフの部分でございます。千代田区の部長職を100とした場合に、それぞれの区において、どれぐらいの値かというのが出ております。若干の差はありますけれども、区長、副区長、教育長の部分につきましては、大体、23区、同じぐらいかなというところですね。

議員になりますと、少し変わってくるかなというところではあります。指数にいたしますと、少し差が出てくる場所もあります。ただ、額的に見ますと、年収の額のところをごらんいただきますと、指数ほどの差はないのではないかとこのところではあります。御参考にしていただければと思っております。資料3でございます。

続きまして、資料4でございます。A3横一枚の資料でございます。平成26年度から平成27年度の報酬等審議会の答申。23区の答申の状況でございます。今月現在で出しております。あくまでも参考でございますけれども、出しております。

一点、御理解をいただきたいのは、私ども、おおむね3年に一遍程度ということで報酬審を開催させていただいております。今般は、平成24年度に答申をいただいてから、平成25年度に引き続いて会議を設けさせていただいて今日に至るという状況でございますが、それぞれの区においては、毎年答申を出されている区もありますし、3年に一遍という区もございますので、例えば、据え置きですとか、引き上げですとかいう値がそのまま今回の答申にダイレクトに参考になるかどうかは、それぞれの状況で違ってきているということで御理解いただきたいと思えます。

続きまして、資料5でございます。A3一枚を2つ折りにして、A4縦の形にしてございます。「平成27年特別区人事委員会勧告の概要」というものでございます。こちらは御案内のとおり、私ども一般職員の給与、あるいは特別給与に対して、民間の給与の実態を調査した結果、下げるんですよ、上げるんですよという勧告を毎年出させていただいていま

す。これの今年のバージョンということで御理解いただければと思っております。平成27年10月13日に発表されたものでございます。

「本年の勧告のポイント」と書いてございますけれども、月例給、特別給ともに引き上げということでございます。月例給といたしましては0.35%、特別給に対しては0.1月引き上げという中身でございます。その他、細かくいろいろ書いてございますけれども、ここはあくまでも参考としていただければと思っております。

続きまして、資料6でございます。前回、平成24年度に答申をいただきました。したがって、今年まで、平成25年度、平成26年度、平成27年度と3カ年の間が空いてございます。その間の社会経済状況、どういう値だったかということで、前回の答申をいただいたときにも検証した数値を、私どものほうで、御参考までにこんな状況ですというのを御紹介してございます。

先ほど資料5で御説明いたしました特別区の人事委員会勧告の状況でございます。平成25年度は、月例給が0.14%引き下げ、特別給（ボーナス）については、そのまま据え置き。平成26年度につきましては、月例給が0.2%の引き上げ、特別給（ボーナス）につきましては、同様に0.25月引き上げ。こういう形になってございました。平成27年度につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。トータルにいたしますと、月例給が0.41%、特別給が0.35月の引き上げになったところでございます。あくまでも一般職員に適用される参考値ということになっていきます。

続いて、国の人事院勧告の部分です。同様に国の職員、国家公務員に対する給与の勧告の状況でございます。平成25年度が据え置き、平成26、27年度が若干の引き上げという状況になってございます。

3番目が、東京都区部消費者物価指数の推移ということです。前回の答申時でございます平成24年9月の総合指数を100とした場合に、どのような状況かということをお知らせしてございます。若干上がっているかなという状況でございます。

そして最後が、東京都名目賃金の推移でございます。名目賃金指数（現金給与総額、事業所規模30人以上）の部分の指標値でございます。同様に平成24年平均を100とした場合に、若干上がっているかなという3年間の平均値でございます。資料6でございました。

続きまして、資料7でございます。これは以前にも御提出をさせていただきました資料でございます。現状、どういう計算で給料を支給しているか、額を計算しているかをあらわしたものでございます。資料8以降で御説明をいたします、それぞれの金額の計算のときに、こういう形で計算をしているということで御理解いただければと思ひまして、改めまして添付したものでございます。

続いて、資料8でございます。平成27年、本年4月1日現在の特別職の年収、そして、部長職を100といたしまして、指数化したものでございます。議員に関しましては、政務活動費月額15万円が支給されたとして、そこも含めた形での指数をお出ししております。年収ベースでの指数を出した形でございます。現状値という形でごらんいただければと思っております。

これに対しまして、資料9でございます。先ほどの資料8の現状値から、先ほど来、御議論いただいております額の定め方に従いまして、その目安となる指数値を入れ込んで、この指数値にするのであれば、実際どれぐらいの金額になるのだろうかというのをシミュレーションといひますか、試みに算出した資料でございます。それが資料9で、3つ、たたき台として御提示をさせていただいております。検討案、代替案A、Bと3つございます。

基本的なつくりは3案とも同じなのですが、資料の見方の御説明をさせていただきますと思います。先ほど資料7で御紹介をいたしました、現状、どういう形で何をもらっているのかという計算の仕方、計算式は載ってございませんけれども、いわゆる給料月額、そして、それをベースにして、期末手当、さらに退職手当が4年に一遍支給される。それを年で割り返して年収を出していくという形になります。それが区長から教育長。

議員に関しましては、報酬の月額、それをベースにしての期末手当、そして政務活動費になります。額の定め方で御議論いただきましたことをベースにしてシミュレーションしていますので、議員に関しましては、15万円、政務活動費が毎月支給をされて、そのうちの3分の2、10万円を報酬のほうに入れた形。5万円は会派の運営に依存する政務活動費としてそのまま残す形にしております。

そして、仮にですけれども、先ほど御説明をいたしました、私ども一般職に適用されます今般の人事委員会の勧告、そして、この間、3年間の人事委員会の勧告を加味して、仮に3年間のものを単純にトータルしますと、月例給では、資料6の頭のところにありましたけれども、0.41%の引き上げになりますので、仮にこれを加算してみたらどうなるかということで、加算をいたしまして、若干の端数の切り捨てをして、そこから計算をして年収を出します。したがって、政務活動費を分けて、3分の2を報酬に入れた形にして、そして指数値を出して、そこから年収を出して割り返して、報酬の月額、あるいは給与月額を出して、それぞれ期末手当なり、退職手当なりを算出するような形。ちょっとわかりにくいですが。

そういったしますと、検討案、代替案A、Bで何が違うのかというところがございます。資料の右側の端のところをご覧いただければと思いますが、ちょうど(年収)(D)の欄がございます。そして、その右側が指数値がございます。その右側は各区比較。そして一番右側が現在との差額となっております。この年収のというところ、そしてその右側の指数というところをご覧いただければと思います。指数を目安としてという御議論がございましたので、今般、その値を入れております。会長の御指示もあって、試みに、とりあえずたたき台で算出をしております。

例えば、区長のところに200.2と書いております指数が出てございます。部長職を100とした場合に、区長はその倍、200ぐらいだろうという御議論がございましたので、200という数字にしております。それは検討案、代替案A、Bとも同じでございます。したがって、差額から、年収から、ここは3つの案とも額は同じになってございます。

副区長も同様に150でございます。端数のところは御確認いただきたいのですが、同様に3つの案とも150という額も変わっておりません。

教育長のところは若干異なっております。検討案というのはこれまで御議論いただいていた指数値ということです。部長職100に対しまして、教育長は130ぐらい。法律改正があって、これから教育長と教育委員長の職責を兼ねる形になるので、若干上がるのではないかと、そういうお話もありまして、130という指数が出されておりましたので、検討案では130の指数でやった場合の額が出ております。代替案A、代替案Bは、教育長のところの指数値を落として125にしたときの値を出しております。

続いて議員ですが、議長は部長職100に対しまして130というお話がございましたので、検討案、代替案A、Bとも、129.9となっておりますが、130の指数値を出してございます。

これに対しまして、その下、副議長は、検討案では110、代替案Aでは10上げて120、代替案Bでは、そこからさらに5下げて115、これで値

武藤会長

を出しております。

その下が委員長であります。委員長は3案とも同じく100という形でございます。割り返して出したりしているものですから、部長職の金額が若干違っておりますけれども、おおむね100ということで出ております。

その下の副委員長は92ということでお話がありましたので、99になっておりますけれども、92ということで、3案とも出しております。

その下が役職のない議員で、90でしたので、3案とも同じにしています。

指数値を5ポイント下げるだけで70万円ぐらいの差が出るという状況が見てとれるということでもあります。御参考までに、御議論のたたき台ということで出させていただきました。

資料の御説明は以上でございます。

どうもありがとうございました。

それでは、これらの資料をもとに、これまでも議論してまいりましたが、きょうは、できましたら、まとめの方向に向かって合意できればと思っております。

資料6で、今、御説明聞いていて気づいたのですが、毎年勧告があるものについて、千代田区では3年に一度ということですから、平成25年度、平成26年度の答申を単純に足したものを0.41としているのですが、よく考えてみますと、平成26年度の数字の0.02というのは、平成25年度の0.14を引いてからの、それを1とした金額に対して0.20ですね。それから、平成27年度の0.35も、平成26年度の0.20を加えた、それを1とした場合の数字だから、正確に言うと、これを単純に足すだけでは、人事委員会の勧告の数字にはなっていないですが、誤差は0.0何%の1乗ですから、それほど差はできないということで単純に足しているということなのですか。ちょっと気づきましたので。でも、ここは十分無視していいことだと思います。

いかがでしょうか、これについて。9のところについては、検討案と代替案A、Bがありますので、どれが最も答申として望ましいかを考えていただければと思うのですが、今の御説明にありましたように、額の適否について考える視点として、まず指数をこれまでも議論していただいた、部長を100とした場合、区長は200で、副区长が150でと、こういう数字と、それから、検討案、代替案A、Bで見えていただくとわかりますように、現実との差が大きくなっているものについては、指数から考えるとなのですが、これまでの実態を考えると、この指数というのが、これまでの実態を反映した指数になっているかどうかという視点も必要なのと思って、この指数のところでは代替案の作成をしていただいたということです。

それから、人事委員会の勧告に際しては、資料6で申し上げましたけれども、これをどのような形で適用させるのかということですが、一応、検討案の中には、もう既に0.41という人事委員会の勧告を加えた数字で計算をしてみているということでもあります。

それから、各区との比較が右から2つ目の列にございますが、23区の中でどういう位置を占めるのかということも考慮すべき点だということです。

それから、4つ目には、教育長が制度改正によって教育委員長の職責を兼ねるということが始まったわけで、それをどういうふうに管理するかということでもあります。これは指数の議論の中に入っています、ここを130とすると、前回との差額が大きくなり過ぎるのかなと思っていて、125という数字はどうかということです。

それから、最後、5番目ということですが、議員の期末手当をどう考

	<p>えるかということなのですけれども、それはもう既に議論してきておりますが、3分の2については議員個人としての議員活動に用いられているのが実態に近いのではないかということから、領収書をつけて精算手続をとることになっておりますけれども、マスコミで取り上げられることも多くて、議員の中には、使いづらいという意見も多々聞いております。そうしたことも含めて、中村委員からの、政務活動費についての説明などもありましたし、そこから考えて、3分の2を組み込みながら、3分の1は会派としての活動費として残すという仕組みとして考えているというわけです。</p> <p>課長の説明の繰り返しになったようなところもありますけれども、こんなことを考えながら検討案、代替案をつくってきたということであります。いかがでしょうか。</p>
山本委員 武藤会長	<p>これでいいんじゃないの、委員長。</p> <p>ありがとうございます。まあ、それで終わってしまうときょうの会議が終わってしまいますので、では、まず、中村委員から。</p>
中村委員	<p>金額にすると、それぞれが、△のついているところが、一番右ですね。これ、現在、差額というのは、この金額が減るとか、ふえるとか、そういう数字に、そういうこと、全体的に。</p>
武藤会長 総務課長	<p>そうですね。では、お願いします。</p> <p>例えば、1枚目の検討案でございます。一番上の区長のところでございますね。現在との差額で△17万1,300円と書いてあります。その左、2つ飛びまして、見ていただきますと、計（年収）（D）という欄がございます。2,723万6,700円と書いてございます。恐れ入りますが、資料8に戻っていただきますと、上から2行目、区長のところの一番右に、計（年収）というところがございます。特例条項で下げる前、本則ベースでございます。2,740万8,000円という額でございます。これが現在の値。こう見ていただきまして、この値と比較して、資料9の（年収）（D）の欄が上がるのか下がるのかというのが、現在との差額と御理解いただければと思います。△がついているのはマイナスでございます。2,740万8,000円に対して、2,723万6,700円になりますので、17万1,300円下がりますと見ていただければと思います。</p>
武藤会長 中村委員	<p>逆に、その下の副区長のところ、差額が37万2,637円でございます。これは上がるよということでございます。資料8の副区長のところの年収の計は2,000万4,397万5,000円でございます。これに対して2,041万6,612円になるので、37万円程度上がると、こういうふうに見ていただければということでございます。</p> <p>どうぞ。</p> <p>ちなみに、議長から含めて、単純にそういう見方で、10万円が報酬に加算されるということでこの数字が出ると。一番右側の数字が出ますよと。これが加算されない場合には、単純に10万円分がダウンすると。加算されない場合にはどうなるかと、この数字。</p>
総務課長	<p>議員のところでございます。検討案から、代替案A、Bのところをどうして見るかという、そのポイントの政務活動費のところでございます。現状は、15万円月額、政務活動費として支給をされている。そのうちの3分の2、10万円が報酬に行くと。5万円だけが政務活動費として支給を今後もされると、こういう形で考えています。ただ、単純に10万円がのっかった形ではなくて、指数でもって割り返していますので、現実的には案のほうは10万円に満たない形での報酬額の上乗せになっていきますけれども、のっかった形で計算をしております。したがって、もしこれが政務活動費のうちの3分の2、10万円が報酬にのっからなかったとした場合には、今、出しております案に加えて、月額10万円の政務活動費の額が加算をされて、いわゆる年収の上乗せをされるというふう</p>

中村委員	になります。
総務課長 中村委員	その整理がされましたっけ。この前言っていましたように、議論の中で。
武藤会長	まだそこまで具体的に深くは。指数を出すときに、当初、指数のほうから議論されていったと思いますよ。そのときには、10万円の数値というのはなかったのですね。その指数が定まった後で政務調査費の金額が出てきましたので。しかしながら、一覧表で出ているものは、最初から政務調査費の10万円分を議員活動費として見ようよと、報酬として。そういうことがあったかのような一覧表だと。ですから、その議論は整理しないで来ているはず。こういう説明をいただくと。
中村委員	そうですね。それはそうかもしれません。ただ、シミュレーション出すときに、それを外して出していくと、シミュレーションの数が単純に2倍になっていきますので、我々の議論を踏まえて、3分の2くらいだろうということから、ここを組み込んだ数字にしております。そうしないと、指数に届かないといいますか、実態との乖離が大きくなり過ぎるというのが理由なのです。
中村委員	御心配の声を途中でいただいて、そのまま10万円組み込むと、報酬が単純に10万円上がったと見えるのではないかと御心配の声がありまして、そこは期末手当等の将来的な見直しなども含めて検討する必要があるのだろうという話だったと思うのですよ。その話と、今、御提案いただいた、最初から指数が決まって、後から政務活動費を組み込むという話の流れとは、御提案いただいた数字とはかみ合っていない。考え方としては。そういうことであると、最初から組み込んでやろうということでは数値を示していればいいのですが、流れが、たしか私の認識ではそうでなかったような気がいたしますので、ここは政務調査費を全部ひくくめて、報酬のあり方を検討しましょうということなので、構わないと言えば構わないかもしれませんが、話の流れがちょっと違うかなということでは、政務活動費のところをいじらなければ、この数値はどうなるかと。変わらない。10万円をカットしただけという話になる。
武藤会長	政務活動費の場合は、月額で大きな、微妙な変動はございませんので、単純に120万円を引けば出てくるということになりますので、例えば、（年収）（D）のところから120を引くと、それを組み込んでいない数字ということになる。ただ、その場合、指数は変わっていますので。
中村委員	済みません、私の勘違いかもしれませんが、認識としては、仕事に応じた指数を出そうよということで数値が出されてきたと思うのです。職員の大体の特徴とかいう形で出てきたものです。区長、副区長、教育長については、政務活動費がありませんので、区長交際費というのは全く別の性格でありますから、それはあったとしても比較にならないですが、議員の場合には、大体仕事はこのぐらいだよと数値が定められてきたと思うのです。これはここで言われている指数だと思うのです。それは、政務調査費を入れた数値だよと出発の時点では確認してこなかったと思うのです。これは一つの方法だと思いますけれども、その流れを整理しないと、ちょっとまずいかなと思いますが、単純に政務活動費だけが変わっていない、減額されたということになりかねない。ちゃんと説明つけられるような状況であればいいのですが、そういう話でしたっけということなのです。
武藤会長	そうですか。それでは、政務活動費を全く別のものとして考えた、区長交際費などもそうですが、年収の中に入りませんので。その場合に指数はどうなるかという表をもう一つ作ってみてください。

中村委員	<p>それも方法だと思えますけれども、何度もすみません。つまり、10万円ぐらいの各議員の活動費というのは、どうも下がっているようだ、月々。年間120万円。それだったら、ちゃんと議員活動を、報酬の中で全部、議員の個人の活動や、見てもらいましょうということで、その数値が報酬の中に組み込んだらどうかという話だったわけです。話の流れは本来別物だったのです。仕事量はこうだよねという、この中の数値は、政務活動費の数値というのは論外だったのです。この指数を示しているときには。ではなかったでしょうか。これはすごい大事な話なので、もし政務活動費がなければ、議員の報酬は大幅減額ということになりますよねと、こういう話なのです。先にお払いいたしました0.45倍、期末手当に掛けているものは、今すぐいじるかどうかは別としても、いずれ検討の対象になるかもしれませんねというやりとりがあったと思うのですけれども、そのことが全部ひっくるめて、ここでこういう数値になると、整理していましたっけということなのです。</p>
武藤会長	<p>期末手当については、事務局と議論しているときに、この数字をいじると、また、そうでない場合とシミュレーションしていかなくてはいけませんので、今回は、まず基本は、指数から考えていくということを重点を置いて、その結果、期末手当の部分は今後の検討に譲る。今回はこれはいじらない。例えば、数字を変えたとしても、その場合には今度は報酬のほうの額を増やすとか、そういうことに結果としてなりますので、現状との差異を小さくしようとするのですが、その議論を含めて、今の段階からまた期末手当のお話をすると、ややこしくなってしまうかなと思ひまして、今回は事務局とのシミュレーションをつくる過程において、今回議論からそれを外すということにさせていただいて、指数と、それから、政務活動費を考慮したシミュレーションをつくっていただいたという経緯でございます。</p>
中村委員	<p>それはいいのです。ですから、議論の中ではあったよねと。けれども、結論を出すときには、そこは、直接的にはいじらないよねと、これは全然構わないです。今、申し上げております主要なことは、指数と政務活動費との関係です。</p>
武藤会長	<p>確かに私の記憶でも、指数を議論していたときと、それから、政務活動費、そういう議論だったと思いますが、先ほども申し上げたとおり、その部分をシミュレーションとしては組み込んで考えるほうがいいかなと思ったのですが、指数の議論をしていたときは、議員の指数は、過去の議事録を見ないとわからないですが、現在は90という数字になっているわけですが、議論したときには。</p>
塚本委員	<p>質問してもよろしゅうございますか。全体の指数とは関係ないのですけれども、議員の活動費は必ず領収書をつけて、10万円ぐらいで大変なので、組み込んでという経過であったように思うのですね。そうすると、給与になってしまいますから、税金の対象に今度はなると思うのですね。どっちがよろしいのか、その辺が、別のレベルかもしれませんけれども、どちらを選ばれるのか、そこが私にはわからない。</p>
武藤会長	<p>今のお答えについては、このシミュレーション、検討案の中では、報酬のほうに組み込んで。</p>
塚本委員	<p>入れるということを御承諾なさったように感じていたのですけれども、そうではなかったのでしょうか。議員の収入に。</p>
武藤会長	<p>ただ、議員の皆さんに聞いていませんので、中村委員は。</p>
塚本委員	<p>そのほうを選択するように感じていたのです。</p>
武藤会長	<p>報酬に組み込むことで、反対ではなかったという理解のもとにこういうシミュレーションをつくっております。</p>
山本委員	<p>どうぞ。 ちょっとお聞きしますけれども、この会議は報酬審議会でしょう。報</p>

武藤会長	<p>酬審議会だったら、政務活動費というのは報酬ではないのだという結果になるのではないですか。</p>
山本委員 総務課長 山本委員	<p>それについては、政務活動費も含めて検討するというところに、審議会の制度が、審議会規則が変わって、政務活動費も含めて考えることになったと理解しています。</p>
武藤会長	<p>その資料ある。</p> <p>はい。</p> <p>ちょっと見せて。資料はないのでしょうか。政務活動費というのは、あくまでも領収書つけたり何だかんだって、税金の対象になるとか、ならないとかいうよりも、やらなければいけないということ、政治家の一つの使命ですから、私は領収書もつけなければいけない、何もしなければいけないというのは当たり前だと思うのです。</p>
山本委員 中村委員	<p>ですから、それがいろいろと問題となった事例などもあって、使いづらいという日本全体の、千代田区の議員だけではなくて、日本全体でも、政務活動費が使いづらいという議員からの意見があったものですから、それを考慮しているということです。</p>
	<p>どうぞ。</p> <p>税金かかるんじゃない。</p> <p>それはもう税金かかるのですよ。もともと報酬のあり方はどうあるべきかということで出発しておりますから、政務調査費も議論の対象で、議員が議員としての仕事ができるための報酬はどのぐらいかと、どういう形がいいかということでの諮問であると思いますので、それは全然問題ないと思うのですが、活動をしやすいように、それは領収書つける云々ということが主目的ではなくて、議員がそれぞれの仕事をちゃんとしてもらえらるための報酬を決めましょうよと、こういうことだと思うのですね。それが幾らがふさわしいのだろうかということでも議論をいただいてきた中で、実は、私も申し上げた、政務活動費の費用がないと議員活動ができないのですと、実態としては。それは政務活動費で支給されれば、領収書もあるし、チェックをいただくしということになりますけれども、事実上はかなりの部分が個々の議員の政務活動費として使われているようなので、使いやすいということでは、活動しやすいということでは、報酬の中に入れるのも一つの方法ですよということでは、ではどうしましょうかという流れだったと思います。ですから、そこはトータルで数字も見ないといけないだろうと思うのですが、単純に減らしてしまっていていいのということ、ざっくりばらんに言ってしまうと減ってしまうだけなのということになるのです。</p>
平委員	<p>どうしてそういう数字になったのかなと思っていたら、最初に指数が決まって、後から政務活動費の話が出て、それがこの時点でごっちゃになってしまっているのです。ですから、そういうやり方はあるのかもしれないかもしれませんが、その場合にはちゃんと考え方を整理して、一覧表なり、数字を落とさないで、ふえるはずだったのが減ってしまったなという話になるわけですよ。10万円というのは必要な数字ですよと皆さんにお願いし、御理解いただけるように説明したつもりなのですが、それが入ることによって逆に議員活動がしづらくなるということではないのだろうか。数字が減るわけですからね。今までも実はぎりぎりなのですよということは、これまでお話しさせていただいてきたつもりではいるのですが。</p>
	<p>確認させていただきたいのですが、私、前回お休みさせていただいて、それで今のに関連して確認させていただきたいのですが、前回、議員の報酬について、130、60、100、90、90という数字が出てきているのですが、これには政務活動費は入っていない、こういうことで議論されていたのでしょうか。</p>

武藤会長 平委員	こちらの数字ですか。例えば、資料8の。 前回、13ページの下から10行目ぐらいですね、そちらで、区長とか、皆さんの報酬が部長と比べて200とか150という数字が出てきていますね。こちらの議員の報酬については、130、60、100という数字は、ここには政務活動費は入っていなかったということなのですか。
中村委員	最初の数値を入れたときはですね。つまり、政務活動費を入れて、この数値だよねという確認はされていなかった。
平委員 中村委員	確認されていなかったということをおっしゃっているわけですね。 そうです。10万円ぐらいは、その政務活動費がないと議員の活動ができないですよという実態がありまして、人によって違うのですが、それが政務調査費か、それだったら議員が活動費が少ないのだから、報酬として見ていこうかねという議論はあったのです。はっきりしなかったと言えばしなかったですけども、指数とその話が。
平委員	わかりました。そうすると、今の指数プラス政務活動費があつてという考え方もあるのではないかというお話だと思っていいいのですね。130の数字プラス政務活動費というものがあつたのでしょうかお話、そういうことですね。
中村委員 平委員 中村委員 武藤会長	そこを整理されていませんでしたねと申し上げております。 わかりました。済みません、ごめんなさい、お休みしたもので。 いえいえ。のつもりで言ったのですが。 そうですね。資料8の議員のところの数字で、報酬月額と期末手当等がありまして、政務活動費15万円と書いてあります、年間で。その次の年収のところには、2,245万円という数字は、政務活動費は全く含まない数字ということになりますでしょうか。
総務課長	今回の資料につきましては、今、会長御指摘いただいた議員の年収の額、政務活動費が入った額での年収を出しております。今回の資料についての指数も全て政務活動費が入った形での指数になっております。したがって、先ほど中村委員もしくは平委員から御指摘をいただいたとおりに、最初に指数がこんなものかねと、前回含めて御議論をいただいていたときには確かにそこははっきりしていなかった。きちんと入れて指数を出そうとか、抜いて出そうとか、そういう話ではなく、実態としては、抜けた形の指数でもって検討をしていった。ただ、途中から政務活動費という話もありましたので、そのこのところをきちっと入れたほうがいい、抜いたほうがいい、それで指数はこうだよねという整理がないまま来て、今回、会長に御指摘いただいて、そういったものについては、入った形で作られているということでございまして、全く御指摘のとおり。そこが少し一足飛びに来てしまっている。
武藤会長 山本委員 武藤会長 山本委員	どうぞ。 今の話を聞いていると、全部、総額で税金かかりますね。 そうですね。5万円の政務活動費を除いた部分ですね。 それでも全部税金かかりますよ。名目はどうあっても、受け取りで、領収書もなければ、何もないのだから。
武藤会長	政務活動費は、資料8のほうには15万円が組み込まれていますが、資料9のところは10万円を加算しているだけですね。したがって、ここはマイナス21万円になっていますが、実は5万円掛ける12カ月の60万円は報酬ではない部分として議員が使えるお金ということになりますので、実は60万円から21万円引くと39万円ぐらいですか。この部分は、全体として使えるお金というのですか、政務活動に使えるお金という部分では、実は増えるということになる。
山本委員 武藤会長	何が増えるのですか。 最後の資料9の一番下のところにマイナス21万4,000円となっていますが、そこは資料8との関係で言うならば、5万円の会派に回る12カ月

総務課長	分の60万円を加えると、総額では39万円プラスになるということです。 ごめんなさい、全部ひっくるめた形での歳入にしていますので、今までは政務活動費として15万円月々払っていたものを、これからは政務活動費としては5万円だけ月々にしまして、10万円分は報酬に入れた形で色分けを変えますよという形でしておりますので、数字としては単純に年収ベースでの比較をして、それを全部一気にひっくるめた形での報酬にしています。
武藤会長 政策経営部長	そうですか、なるほど。 課税、非課税の話だけで言えば、例えば、議員の1,223万7,000円と書いてあるうちの60万円は非課税です。課税対象ではないです。
武藤会長 山本委員 武藤会長	そういう意味なのですね。なるほどね。マイナスになるのですね。 気をつけないと、国税局に指摘されたら。 それはここの計算上の問題ですので、実際、給料として払うところは税務署への申告はしっかりと分けるはずですから、その心配はここではないと思います。
山本委員	ちょっと理解できないのですけれども、全体の総額で、今、計算すると言われたから、それは全部税金の対象なのですね。
武藤会長	ですから、今、説明がありましたように、5万円掛ける12カ月分の、会派で使う政務活動費については非課税になるということです。
山本委員	ということは、自民党だとか、共産党とかというふうにやっているわけですね。
武藤会長 山本委員 武藤会長 山本委員	そうです。会派に渡す。 共産党は断っていますね、それを。へいちゃんに聞いたのだもの。 それはわかりません。 共産党員が言っていましたね。共産党は受け取っていませんと。だから、甲乙が出てしまうのですよ。
武藤会長	ですから、その場合は、実際、事務局が会派に渡す政務活動費を支払わないという、そういうことになるかと思うのです。
中村委員	その説明を申し上げますと、これはもともと一方的に支給されるものではなくて、私はその政務活動費が必要です、くださいという届を出さなければいけない。ですから、何党であろうと、どこの会派であろうと、その届が出なければ支給されません。それは自由です。現在はどなたも受け取っているわけです。
山本委員 中村委員 山本委員 中村委員 山本委員	それは誰からお聞きになりました。議員とすれば、会派が違うから。会派の問題ではなくて、今は制度上の話をしています。 だから、鈴木さんが、この間、報酬審議会の。 またよく鈴木さんに聞いてください。 いやいや、聞いたのだもの。そうしたら、共産党はそういうことは一切要らないのだと言った。
中村委員 武藤会長 山本委員	それはわかりませんが。 そこについては、ここでの話とは別になりますので。 甲乙があるから、報酬は報酬だけ、政務のあれは別と、きちっと分けておかないと。
武藤会長	それは分けてあります。ここでも、政務活動費の月額のところ、検討案のところ、5万円となっていますが、これを一応、議員が使えるお金として年収のところに入っていますが、政務活動費として支払うため、会派として使ってください、その部分については非課税ですよということにはなると思います。それは大丈夫です。問題としては、もう一度、そうしますと、政務活動費については、含めないシミュレーションを入れるということですね。
中村委員	そうしろというわけではないのですけれども、そこの整理がされないまま、こちらに数字が出てきましたので、一回整理をしておく必要があ

	<p>るのではないかと。出発と結論が違ってしまったわけです、流れが。報酬審議会の中で何があっても数値を優先しましょうね、これで組み込んでいくのですよという確認で、当然、数値が最初から、指数が決まっていますから、そこに新たなものを加わると、全部消えていくわけです。数値以外のオーバーした部分は消えていきますから、そういうつくりの議論はしていなかったですね。これが例えば、5万円であろうと、15万円であろうと、消えていくのですよ、その数値は。オーバーした部分は。意味わかりますよね。そういう話をしてこなかったのです。それは5万円ならどうですかと言ったら、同じ数値が出る。</p>
武藤会長	<p>ただ、前回の議論の13ページのところを見ますと、13ページの下から10行目ぐらいのところ、200、150、130というような数字をまとめている前の段階で、政務活動費についての議論もされていますので、それを踏まえた上で、私は、前回のところで、こういう数字でどうかということ提案しているのではないかと考えておりますが。</p>
中村委員	<p>そういうことで認識をされているかどうか。報酬審議会。そういうお話は記録にありますから、されたと思いますけれども、指数が決まったら、政務調査費もそこに組み込んでいくのだよという確認がされているかということ、議事録でもないはずなのですが。なぜかといいますと、それが10万円であっても、5万円であっても、意味をなさないのですよ。先に数値が決まっていると、幾ら入れても消えてしまいますから。15万円でも、会長、そうですよ。15万円入れたら、その分増えるかということ、増えないのです。一方的に無くなる数値の話なのです。指数が先に決まっていると。100万円入れたって消えるのですよ。そこはかなり大事なことなので、もしそういうことでいくということであれば、共通認識に当委員会はおこななかったら、話はおかしいと思うのです。</p>
武藤会長	<p>わかりました。では、残りの回数も少なくなっておりますけれども、今の議論を踏まえた上で、ここでどうするかということを確認した上でいくということですね。</p>
中村委員	<p>そこはどうするかというのは整理しなくてはいけないと思いますが、どちらを選ぶかという話になるのですか。だって、今まではそこを整理されないできて、ここに来ていきなり事務局から数値が出て、さあ、どうするのですかという話の流れ自体が、私は違うと思います。報酬審議会みんなで共通認識を持って方向性を定めていくのだらうと思いますから、今、どちらにしますか、では、定めますかという話もおかしなこと。一回落ち着いて整理しなくてはいけない。もちろん休憩とっていただいても結構ですけれどもね。</p>
武藤会長	<p>私も報酬審議会、随分やってきましたけれども、千代田区で3回目ぐらいになりますけれども、定め方について、指数という数字を出してきて、議論して、それから、政務活動費の問題が入ってきて、そこをどう考えるかということからやってきて、中村委員の御指摘だと、そのところに論理の飛躍があるということでしたら、今後の議論の進め方について、どういう手順を踏めばいいか、御示唆いただければ、そのようにしたいと思います。</p>
山本委員	<p>会長、休憩の動議を出します。</p>
武藤会長	<p>わかりました。では、一時休憩とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">午前11時10分 休憩 午前11時31分 再開</p>
武藤会長	<p>それでは、再開させていただきます。</p> <p>申しわけありませんでした。私の認識の間違いもあったりして、もう一度確認をいたしますと、まず、定め方のところで、資料1ですが、きょうの最初に議論していただいたもので、2つ目のポツですが、部長職を100とした場合の数字を指数として考えるということなのですが、こ</p>

ここでは、指数として考えることについて、※印のところにあります。なお、比較指数は「目安」とし、「額の適否」については別途検証するという、このため、一般職給料に連動する「スライド制」とは異なると、あくまで目安であることを御承認いただいていますので、これを確認したいと思います。

次は、資料9から何が読み取れるかということなのですが、これは前回出てきた、区長を200とし、副区長を150とし、教育長を130とする。それから、議長は同じく130、副議長は110、そして委員長が部長級と同じ責任と仕事量という判断をして100としました。それから、副委員長は、委員長に事故があるときに対応するというものなのですが、そういう機会も少ないので、ほとんど普通の議員と同じではないかということとか、そして普通の議員については90という数字で、目安としたらどうかということから資料をつくってもらったところ、現状から見ると大きくマイナスになっていることが確認できましたし、それから、代替案A、Bと見ていただくとわかりますが、例えば、教育長を5ポイント下げると、68万円ぐらい下がる。それから、副議長についても、検討案と代替案Aを比較すると、副議長を110にするとマイナス78万円という数字で、これは幾ら何でも下がり過ぎではないかということから、120に上げると、今度は58万円プラスになってしまう。ですから、78に58を足したら、130ぐらいが10ポイントの差。代替案Bはその中間をとって、115という数字ではどうかという考えでつくっていただいたら、マイナス11万円ということで、大分現状との差は少なくなりましたが、減っている。ただ、減っているとしても、副議長というの、議長との役割分担で言うと、委員長と副委員長の関係を考えた中で、この程度のマイナスは許容範囲か、個人的にはそう感じたのですが、それで代替案Bをつくってもらったということなのです。

ただ、問題は、議員が大きくマイナスになっていることを考えますと、もう一度、このところの指数、90という数字は目安であるということから、この90で固定して考えて、90にした場合はどうなるかという数字を出しているものですから、指数中心に出してしまった数字だということなのです。

それから、政務活動費については、組み込む、組み込まないという議論が、どうするかというのがありましたけれども、これについては、定め方のほうで御承認いただいたように、3分の2は議員個人の活動に使われることが多いから、その部分は議員個人に報酬として組み込みましょう。その結果、税金は引かれるけれども、手続的には使いやすくなるのではないかということから、これについてももう御承認いただいたことですので、資料1については、最初に議論して御承認いただいたことを確認することが大切だと。

そこで、この資料9は、指数を余りにも重視し過ぎたために、その部分の議論、政務活動費については組み込んだ形で、資料1のほうから、組み込んでいいということになりましたから、組み込んで考えようということになりましたので、組み込んで考えますが、具体的な最後の数字のところ、議員のところは21万4,328円のマイナスになっている。そういうところを考えると、この数字について、どう考えるべきか。目安とした場合、どういうふうにするかということについて、次回にそのシミュレーションの数字を出していただくことにしたいと思います。いかがでしょうか、御意見。

了解。

そうですか。議長がマイナスになっているのですが、区長もマイナスになっているのですけれども、現在の指数、前回決まった指数で考えると、現在との差額が出てきますが、これについて、どういうふうにするか

山本委員
武藤会長

山本委員 武藤会長 山本委員	差額を解消するのか、それとも解消しないのか、その議論をここで御議論いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。
武藤会長	それ、宿題にしたほうがいいんじゃない。 宿題にしますか。
山本委員	はい。そして、座長がこういう案はどうですかとやったらどうですか。3つぐらい用意して。そうしないと、委員全体分、把握できないですから。そうすると、わかりません。
武藤会長 塚本委員	ただ、私が出すにしても、どういう案を出すかについての議論、例えば、年収ベースでマイナス21万円はやはり望ましくないか、これは仕方がないのだと考えるかですね。そこ辺の議論をしていただけたらと思うのですが。
山本委員	だって、足りなくなっちゃったから足すのが当たり前、それを前提にしてやりましょうよ。
武藤会長 塚本委員	皆さんもそうお考えでしょうか。いかがですか。
武藤会長	前から私、申し上げているように、報酬というのは仕事量だと思うのですね。仕事量は、この区で何かというと、ここに来る人たちの安全と、それから、住民の数で考えると非常に低いのですけれども、大手町を控えて80万人以上の人がある。それから、国全体の方針、あるいは区の方針として、観光業を推奨すると。インバウンド、あるいは国内の旅行。そうすると、千代田区に流入する人口に対する安全を考えたら、区長も議員もすごく汗をかいて、快適な区にしなければならないとしたら、ここに入ってくる人数で考えると、千代田区が断トツに多いと思うのですね。それに対する配慮をするために相当汗をかいていただかなければならないとしたら、マイナスはおかしいと思います。
藤原委員	それから、もう一つ、議員は2種類あって、ボランティアでなさるという方もいらして、それはつまり年収が多いということでありましてけれども、ですから、区の委員の報酬は無視してやるべきだという、ほかの国の例も一回出たと思いますけれども、今、そういう方もたまにいらっしゃるかもしれませんが、専念して議員活動していただくほうがいいわけですね。そうだとすれば、部長職より低いということ自体がおかしいと思います。ほかに政務活動費があれば、それはおもらいになるか、辞退するかは議員の個人の意思でやられればいいことで、基本的な報酬自体を低く抑えるということが、昔の議員の活動と、現在、これだけ想定外のことが起こる事態のときに、どのくらい働いてくださるか、それは1年間で議員の仕事量を報告していただくようなシステムとか、ここの場のことではないのですけれども、どうやって決めるかという根本的なところとして、私はそういう意見を持っております。
武藤会長	ありがとうございました。
藤原委員	ほかにいかがでしょうか。
藤原委員	私はよくわからないのです。要するに、一言で言えば、千代田区というのは実力以上に立派に見える区だと思うのですね。例えば、今、おっしゃったように、昼間人口80万人とすれば、一時は100万人と言われた時代もあったのですけれども、それが今や、ちょっと分散して80万人になったとしても、災害のときなどでは国が配慮しますね。国がカバーする。だから、風体込みの実力というのは、千代田区はどうも世間から見られているような感じがするのです。
藤原委員	一人の生活者として見れば、子供を安心して預けられる、公園で遊ばせられる、不審者がいないか、皆さんが見てくれる、そういう人間の命の基本になるようなところをどのように守るか、そこら辺に目配りしていただくのが議員の大事な仕事だと思うのですが、いわば大きな仕事、それから、地べたをほうような細かい仕事と、両方見なければいけないということは確かにある。だから、これは高いのか低いのか、私も

	<p>これを見ていて、よくわからないというのが正直なところですよ。</p> <p>例えば、条例一つにしても、国が基本法を決め、都も基本法を決め、でも千代田区には条例はないという、そういうでこぼこがあるのですね。なぜ千代田区は遅れているのだろうと思うと、私は千代田区が風体以上に評価されている。風体って、要するに入れ物ですよ。実力というか。周りから大きく見られているところがあって、日本の中心だとか、全ての機能が集中している、大手町だの、霞が関だのがある、立派なところだと、皇居もあるという、そういうことで、実力以上に見られているけれども、実際、一住民として地元に戻ってみると、全てが満足できるというわけでもない。</p> <p>だから、私は両方を見ていると、一体、千代田区の議員の報酬は高いのか安いのかというのはよくわからない。しかし、おっしゃるように、責任感を感じていただくためには、高い報酬を支払って、それなりの義務を果たしていただきたい、これは思います。貧乏たらしめてほしくない。だから、そこを考えるのがこの場の仕事なのですからけれども、いろいろなデータが出てくるたびに、私、迷ってしまって、今、どちらにするべきかなどということは、宿題になりそうなのでほっとしているところなのですから。</p> <p>よく考えなければいけないことは、例えば、生活行政みたいなところ、一番区民に密着しているのです。福祉とか教育とか。そういったところが一体、表面の華々しさと比べてどうかということを議員には最も期待するのですけれども、そこら辺についての情報が少し欲しいなと思っています。もちろん申し上げるのは、ぎりぎり削れば良いということを行っているのではなくて、迷っていると。そして、実力以上に見られているという傾向があることを区民は知るべきだと私は思います。</p> <p>以上です。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございます。</p>
中村委員	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>金額の話をしていきますと、今までやりとりにありました副議長とか副委員長とか、議会のほうですけれども、この数値を少し、仕事に応じてやっていることでは、マイナスはあり得ると思うのですが、全体的に区長も含めて、委員も含めて、こういう仕組みにした場合、マイナスの理由があるのかと。マイナスになる理由が。職員の給料はアップしているのに、委員はマイナスにするという理由が今まで議論されてきたらどうかという点では、ここは踏みとどまって一考してみる必要があるかなと思いました。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございます。</p>
山本委員	<p>ほかに、まだ御発言がない方、いかがでしょうか。</p>
武藤会長	<p>ありません。</p> <p>特にございませんか。それでは、確かに下げる理由は、これまでの社会情勢から考えてないのですが、したがって、これまでは、人事委員会の3年分の変動幅を加えて答申をしていたわけですよ。そのほか、前回は東日本大震災などもございましたので、それを考慮して公務員給与を引き下げるような話も、国民の場合も、特別増税のようなものがありましたので、そういうことを踏まえて、だけれども、地方公務員にはその差がなかったということ踏まえ、人事委員会の方針をそのまま入れる答申を出していたのですが、今回は指数ということ言い出したために、大きなマイナスが出てきたりしております。</p> <p>その点については、指数は目安ということから、この指数を中心に考えるのではなくて、現状から指数を出してみたらどうかということにして、その際、政務調査費に関しては組み込むということで、現状から考えると指数は幾つになるかという数字を出していただいて、0.41を加え</p>

	<p>るといのももう既に、この資料9の中には加えているのですけれども、ここは加えてもよろしいでしょうかね。この資料9のつくり方については。ここについては、これまでもそうしてきましたので、0.41を加えた数字で、ちょっと待ってください、加えた数字ではなくて、今回の現状に0.41を加えた場合の数字は、指数はどうかということを出していただいた上で議論をするということにしたいと思えます。</p>
<p>藤原委員 武藤会長 藤原委員 武藤会長 政策経営部長 藤原委員 政策経営部長 藤原委員</p>	<p>質問いいですか。簡単な質問なのですけれども、私、見ていてわからないのですが、資料9でもどこでもそうです。「降順」という字が出てくるのです。これはどういうことなのか。 昇順と降順の差は、高いほうから、低いほうからというような。 1位といえば、一番高いという意味ですか。 そうですね。 そういうことです。高いほうからだんだん下に落ちていくから降順。 そうすると、区長の、例えば、9の表のあれで言うと、12番目で。 上から見ると12番目。 教育長は1番目、トップということ。ああ、そうですか。そうすると、区議会議員の議長から、全部1位ということですね。わかりました。私、初めてこの字を知ったのですけれども、この年になって。そういう言い方あるのですね。ごめんなさい。わからなかった。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>普段は昇順で、いいほうから流れていくということのほうが多いのです。</p>
<p>藤原委員 武藤会長</p>	<p>私、読み方がわからなかった。済みません。 それでは、先ほど申し上げたような形でもう一度資料をつくっていただいて、次回、そこの是非を御検討いただくことにしたいと思えます。 議論は、一定の方向性は出せたかと思うのですが、最終的な数字については次回にということ、定め方については、きょうの議論で収束したと理解をさせていただいて、あと、全体の答申内容を含めて、2回ぐらい開催しなければならないかなと思っておりますが、次回のところは、とりあえずは先ほど申し上げたとおり、現状から見た指数というものを出していただくことにしたいと思えます。その後、答申に向けて内容を確定させていきたいと考えております。</p>
<p>総務課長</p>	<p>次回の日程について、事務局から御説明をお願いいたします。 次回でございますが、本日、10月22日でございます。きょうの御議論を踏まえまして資料をおつくりさせていただきます。確認なのですけれども、本日の御議論、きょうお出しした資料は、あくまでも指数ありきの資料になっているかと。指数を変えると年収としてどうなりますかという資料、それが今までの御議論として加わった内容がありますのでということで、指数はあくまでも目安として、現状値から、今度は額について御議論するための資料を御用意するということがよろしいでしょうか。</p>
<p>武藤会長 総務課長 山本委員 総務課長 武藤会長 平委員 中村委員 藤原委員</p>	<p>もし可能であれば、事務局としては、11月12日の木曜日、もしくは13日の金曜日、16日の月曜日、そのあたりでお時間をいただければありがたいと思っておりますが、皆さん、御都合いかがでございましょうか。 きょうも木曜日の午前中なのですが、皆さん、11月12日の木曜日の午前中というのはいかがですか。 11月12日木曜日。 千代田区の介護社会の研修会がある。 翌週です。19日です。 平委員が12日、御都合が悪いということで。 午後は大丈夫。 では、午後。 私、午後はちょっとだめ。</p>

<p>武藤会長 塚本委員 山本委員 政策経営部長</p>	<p>私も午後ちょっとまずいので、13日の金曜日はいかがですか。13日の金曜日、午前中がよろしいでしょうか。 13、14、出張でない。東京にいない。 16日から21日の間が全部。 事務局のほうで申しわけないのですけれども、定例会は昨日終わったのですか、11月の定例会が11日に告示をされて、翌週の18日に始まってしまうということで、できれば12日、13日、16日という、そのあたりでお願いしたいということ。</p>
<p>武藤会長 塚本委員 武藤会長</p>	<p>今のところ、12日は平委員がだめで、13日は塚本委員が都合が悪いということ。 13、14、16。 16も。ああ、そうですか。事務局としては、それ以外の日にちではどうでしょうか。</p>
<p>山本委員 武藤会長 平委員</p>	<p>10日は。 17はオーケーですか。 12日の午前中、皆さん、よければ、私、検討しますので。ずらせていただけるかどうか。12日の午前中で。</p>
<p>武藤会長 山本委員 武藤会長 山本委員 総務課長 山本委員 総務課長</p>	<p>ありがとうございます。 ちょっと待って。12日。 12日の午前中。 11日から介護社会の旅行がある。 それ、翌週です。翌週です。変わっています。変更しています。 変更したの。 11月12日木曜日の午前中10時からということで一旦予定をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。恐れ入ります。ありがとうございます。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>12日。 12日木曜日の午前中、10時からということで。 資料が大変申しわけございませんでした。次回は御検討いただけるようなものをお示しさせていただきたいと思えます。</p>
<p>武藤会長 総務課長 武藤会長</p>	<p>それでは、11月12日木曜日午前中ということで、10時から次回の審議会とさせていただきます。 そのほか、事務局から何かございますでしょうか。 結構でございます。 委員の皆さんは何かございますでしょうか。 なければ、これで終了させていただきます。本日は、活発な御議論どうもありがとうございました。</p>

— 了 —